

議 第 1 0 号 議 案

労働者派遣法の一部を改正する法案の廃案を求める意見書の提出について
労働者派遣法の一部を改正する法案の廃案を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成27年6月16日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者	富士見市議会議員	小 川	匠
賛成者	同	根 岸	操
	同	加 藤	久美子
	同	大 谷	順 子
	同	寺 田	玲
	同	川 畑	勝 弘

提 案 理 由

労働者派遣法の一部を改正する法案の廃止を実現するため、労働者派遣法の一部を改正する法案の廃案を求める意見書を、地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

労働者派遣法の一部を改正する法案の廃案を求める意見書

現在国会において、労働者派遣法の一部を改正する法案が審議されている。

現行の労働者派遣法は、専門業務等のいわゆる「26業務」について期間を制限しない派遣労働者の受け入れを認めているが、それ以外の業務には原則1年、最長3年の期間制限を定めている。もともと派遣労働は、常用労働者の代替にしない、「専門業務」に限るなどの条件で拡大され、1990年代には原則解禁されて派遣労働が拡大されてきた。この間、「派遣切り」などが後を絶たないため、労働者の強い要求で、一定の期間の後は派遣先の直接雇用を義務付けるなどの措置が求められてきた。

現在審議されている同法案は、業務の指定も期間の制限も事実上廃止し、派遣先の企業が労働組合の意見を聞くだけで、派遣労働者を入れ替えたり部署を移したりしながら、いつまでも使い続けようとすることを可能にするものである。従って、企業が大量の常用労働者を派遣労働者に置き換えようとすることは想像に難くない。これは、派遣労働への規制を根幹から壊すものである。

同法案は、昨年、第186回国会、第187回国会に法案が提出された際に労働者の強い反対を背景に廃案になったことを受け、3回目として提出されているものである。今回の法案では、派遣は「臨時的かつ一時的なもの」とする原則を「考慮する」などの条文が追加された。しかし、派遣労働の規制を根幹から壊す今回の法改定において「考慮する」の一言で歯止めになるのかは強く疑問と言わざるを得ない。常用労働者の代替にしないという原則を守ろうとするならば、法改正そのものをやめるべきである。

派遣労働者の急増及び固定化は、労働者の労働条件を引き下げるだけでなく、いわゆるブラック企業を蔓延させ、ひいては貧困と格差を拡大し、経済をゆがめるものにも他ならない。

よって、富士見市議会は政府に対し、労働者派遣法の一部を改正する法案を廃案にすることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月 日

富士見市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 塩崎 恭久 様